

地方公共団体から地域の優良事例の紹介

～個性と自立、新たなステージへ 地方分権改革の更なる展開に向けて～

- 事例Ⅰ 暴力団関係者の排除を図るための関係条例の整備
- 事例Ⅱ 産業廃棄物税等の導入

地方分権改革有識者会議地方懇談会 (in福岡県)

平成26年2月20日



事例Ⅰ 暴力団関係者の排除を図るための関係条例の整備

【当時の現状】

- 近年、暴力団が県民の社会経済活動に介入し、事業の健全な発達に脅威を与えた
- 法律に規定する許認可等の基準が限定的であることから、暴力団関係者の排除を許認可等の基準に付加する条例の制定について憲法適合性の観点から慎重に検討

【本県の取組】

- 一括法で改正された施設・サービスについて、「施設の運営について暴力団関係者の支配を受けてはならない」等の関係条例を制定(H24.12)(北九州市、福岡市、久留米市においても、同様の条例を制定し、県内で一体的な取組を展開)

【取組の成果】

- 許認可等の新規・更新にあたって、警察とも連携し、施設等への暴力団関係者の介入の有無を確認するとともに、事業者等において周知を行うなど、事業の健全な発達を促進

【地方分権改革の更なる展開に向けて】

- 条例で法定の自治事務の許認可等の基準を付加することは、地域固有の課題を解決する有効な手段であるため、今後、法律で委任される条例制定基準は原則「参酌すべき基準」とするなど、条例制定権の実質的な拡大を図っていくことが必要！

【国の制度改革】

◆第一次地方分権改革

- 機関委任事務の廃止により、地方公共団体の事務を法定受託事務と自治事務に区分
- 改正地方自治法2条13項:「法定の自治事務については、地域特性適合の配慮」
- 国の法令による規律密度の緩和は手付かず

◆第二次地方分権改革

- 第2・3次勧告で義務付け等の見直しを施設・公物の設置管理基準などに絞り込み、条例制定基準を3つに類型化
- 第1次一括法制定(H23.4)
- 第2次一括法制定(H23.8)
- 第3次一括法制定(H25.6)

従うべき基準
必ず適合しなければならない基準
標準
通常よるべき基準
参酌すべき基準
十分参照しなければならない基準

※施設・サービスの設備及び運営に関する基準については、「参酌すべき基準」とされ、地方公共団体が国の基準を参酌して独自に条例で定めることが可能

「義務付け・枠付けの第4次見直し」(H25. 3閣議決定) 抄
「以下 * に掲げる許可、免許及び登録並びにその取消し及び消除の基準については、法改正の機会をとらえて、法律で欠格要件等に暴力団員を加える方向で検討する。
* 建設業法、宅建業法、不動産鑑定法、浄化槽法及び再資源化等に関する法律

事例Ⅱ 産業廃棄物税等の導入

【当時の現状】

- 循環型社会の実現には、産業廃棄物の排出量の抑制と再生利用が行政課題
- 産業廃棄物が県境を越えて移動する実態を踏まえ、広域的な対応が迫られていた

【本県の取組】

- 政策税制として、産業廃棄物に着目した税を法定外目的税として創設することとし、H17.4から九州各県と一斉に導入

【取組の成果】

- 九州全体でみても、産業廃棄物税の導入後、焼却施設や最終処分場への搬入量の減少が認められ、産業廃棄物の排出抑制、リサイクル促進などの政策に貢献

【類似の取組等】「森林環境税」の導入

- 森林の荒廃による森林の持つ多面的機能の低下が九州各県共通の課題
- 「地域社会の一員としての会費」という性格を有する県民税均等割に森林を守り育てるための費用を上乘せする超過課税方式を採用しH20.4から導入
- この結果、税収使途事業により森林の有する公益的機能回復（間伐面積の拡大）や県民参加の森林づくり（活動参加者数の増加）が顕著

【地方分権改革の更なる展開に向けて】

- 独自課税は、政策税制と税収使途事業という二面から、地域固有の課題を解決する有効な手段であるため、今後とも課税自主権の活用を図るべく、国の関与の更なる簡素化・透明化や地方の課税自主権の拡大を制度的に保障することが必要！

【国の制度改革】

◆第一次地方分権改革（H12.4地方分権一括法施行）

- 法定外普通税
総務大臣の許可制 ⇒ 同意を要する協議制

- 新たに法定外目的税が創設

◆税制改正（制限税率の緩和・廃止を含む）

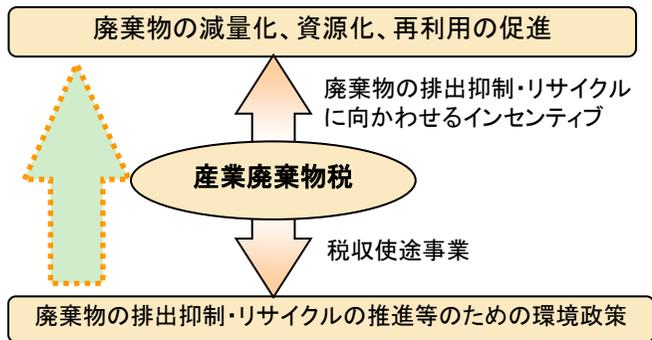
- H10・個人市町村民税 制限税率（標準税率の1.5倍） ⇒ 廃止
- H16・法人事業税 制限税率（標準税率の1.1倍⇒1.2倍）緩和
- ・固定資産税 制限税率（標準税率の1.5倍） ⇒ 廃止
- ・法定外税の税率の引き下げ、廃止等を行う場合の
総務大臣への協議・同意 ⇒ 不要 等

事例Ⅱ 産業廃棄物税等の導入(参考資料)

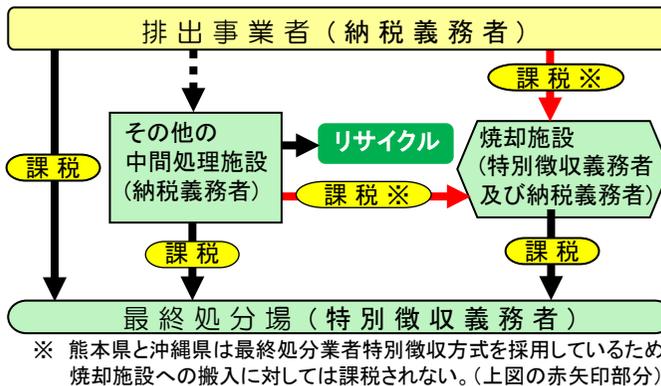
出典:福岡県ホームページ等による

産業廃棄物税関係

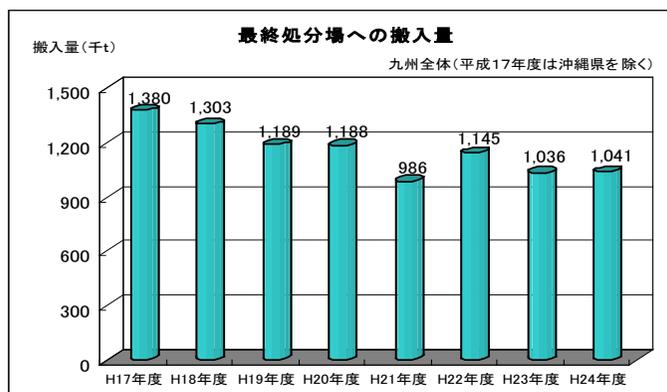
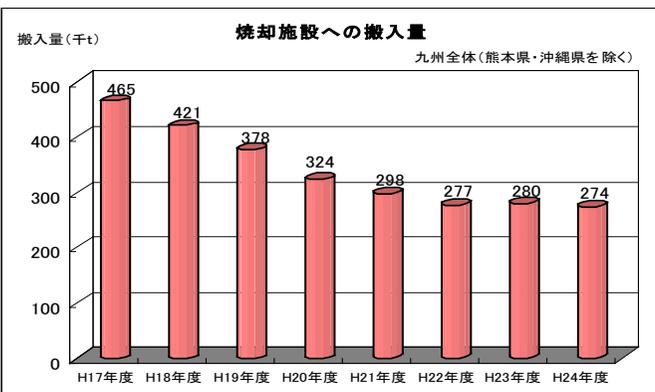
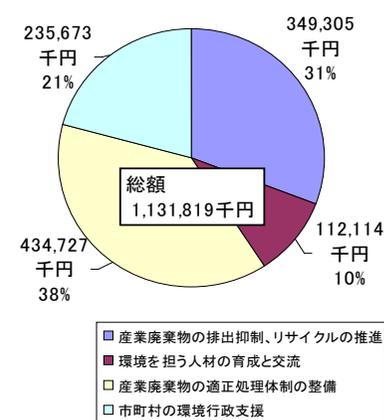
< 産業廃棄物税の役割 >



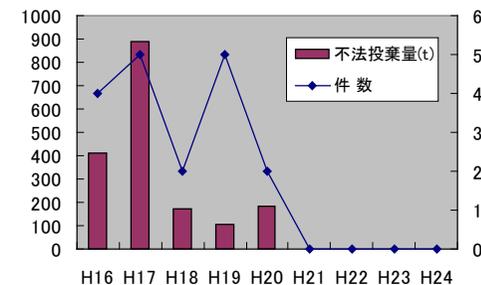
< 税制の仕組み >



税収使途事業の内訳 [H17-H20実績]

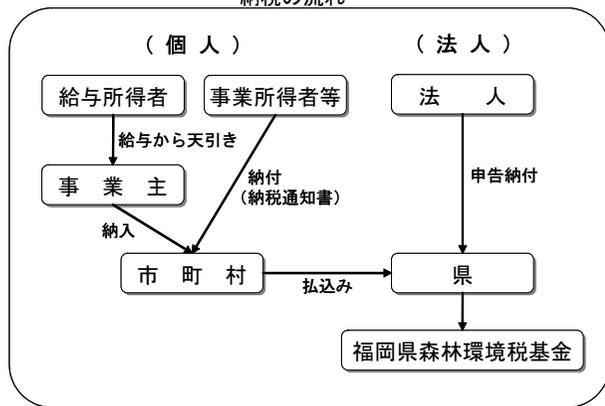


本県における不法投棄量の推移 (1件あたり10t以上のもの)

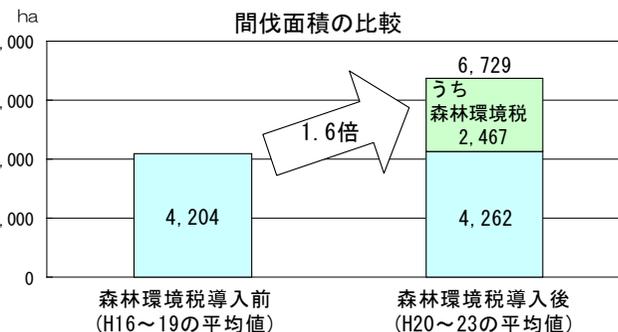


森林環境税関係

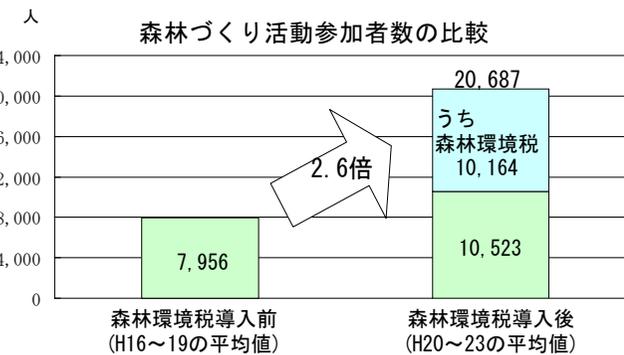
納税の流れ



税収使途事業の効果



森林づくり活動参加者数の比較



税率・個人 年額500円(個人県民税均等割1,000円に500円を上乗せ)
 ・法人 資本金等の額に応じて1,000円から40,000円(法人県民税均等割に5%相当額を上乗せ)